

平成 30 年 9 月 13 日

各 位

神戸市東灘区本山南町八丁目 6 番 26 号  
アーバンライフ株式会社  
代表取締役社長 許斐 信男

### 株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である三菱地所株式会社（以下「三菱地所」といいます。）から同法第 179 条の 3 第 1 項の規定により、当社の株主の全員（但し、当社及び三菱地所を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対する、その有する当社の株式（以下「本株式売渡請求」といいます。）の全部を三菱地所に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、平成 30 年 9 月 10 日、同法第 370 条による決議（取締役会の決議にかわる書面決議）によって、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項、会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

#### 記

1. 特別支配株主の名称及び住所  
名称：三菱地所株式会社  
住所：東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称  
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項  
三菱地所は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 2,415 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項  
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

平成 30 年 10 月 17 日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、平成 31 年 2 月 28 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について三菱地所が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとします。

以上